

令和5年度 第1回稲荷第一市民センター運営審議会

日 時 令和5年6月26日（月）

午前10時00分から

場 所 稲荷第一市民センター 会議室
（常澄庁舎 2階）

《 次 第 》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）令和4年度事業報告及び利用状況について

（2）令和5年度運営方針及び重点目標について

（3）令和5年度定期講座開設状況について

（4）その他

4 閉 会

稲荷第一市民センター運営審議会委員名簿

《 任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日 》

(順不同・敬称略)

氏名	備考(主な活動団体等)
小森 正巳	委員(学識経験者/水戸市障害者(児)福祉団体連合会)
出澤 孝夫	委員(民生委員/稲荷第一地区まちづくり会広報部長)
森 久美子	委員(稲荷第一小学校長)
木村 浩美	委員(施設利用者代表)
大貫 進一	委員(稲荷第一地区まちづくり会監事)
濱内 里依子	委員(民生委員/稲荷第一地区スポーツ推進委員)

稲荷第一市民センター職員名簿

職名	氏名	主な担当事務等
所長	神原 俊幸	市民センター運営審議会 地区会事業
会計年度任用職員	川崎 頼子	ひまわり大学・子ども教室・成人セミナー・ 女性セミナー・家庭教育学級(令和5年4月異動)
会計年度任用職員	松尾 洋美	庶務・経理・定期講座

TEL / FAX 029-269-2213

1 令和4年度事業報告及び利用状況について

○一般教養講座

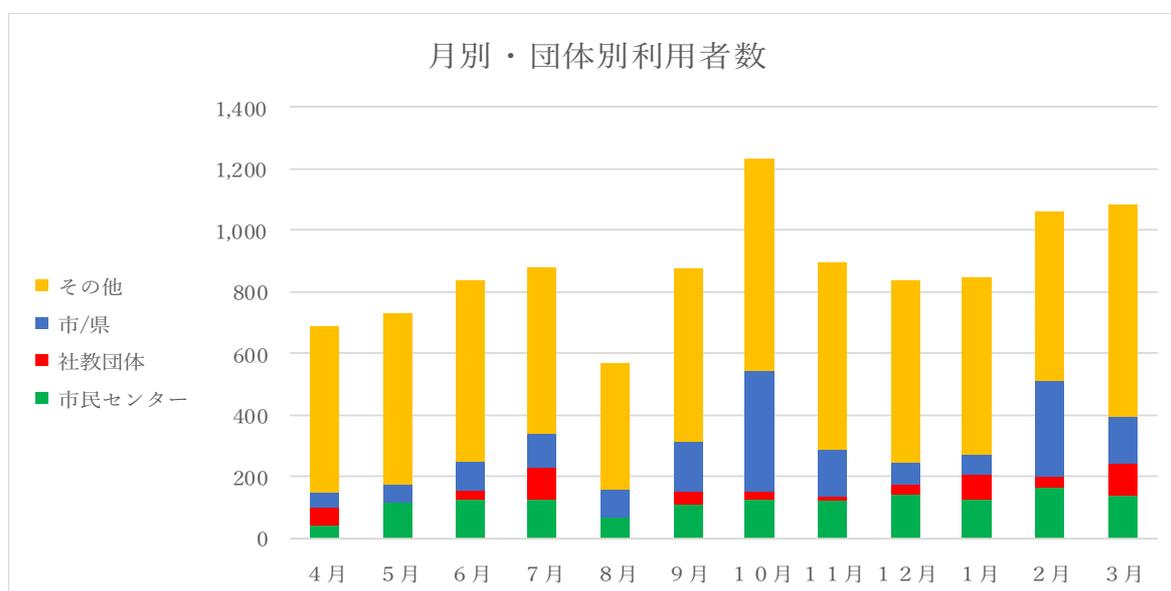
講座名	内容	開催日	対象者	人数	講師名等
家庭教育学級	絵本の読み聞かせ	—	常澄認定こども園園児	中止	
	家庭教育講演会	2月3日	新入学児童の保護者	44名	岡部 千草
家庭教育強化事業	親子ヨガ教室	10月28日	未就学児と保護者	13名 (6組)	十万 久美子
	絵本の読み聞かせ ペーパークラフトワークショップ	11月25日	未就学児と保護者	10名 (5組)	おはなしの会 にじいろひろば
	親業についての講話 イヤイヤ期に悩むママへ	12月23日	未就学児と保護者	16名 (7組)	十万 久美子
	絵本の読み聞かせ方講座 ワークショップ	2月24日	未就学児と保護者	21名 (10組)	熊倉 裕子 中河原 優子
子ども教室	夏休み子ども絵画教室	8月3日 8月4日	小学校児童 (3～6年)	16名 11名	関 徹
郷土史	郷土史講座 徳川光圀と笠原水道	2月26日	小学校児童と保護者	子ども4名 大人9名	岡田 豊明
成人セミナー	移動学習	12月15日	一般成人	20名	栃木県真岡 木綿会館外
	大人の塗り絵体験講座	12月12日	一般成人	16名	岩渕 幸子
	いきいき出前講座 ごみとリサイクル	3月6日	一般成人	20名	水戸市ごみ 減量課職員
女性セミナー	骨盤底筋エクササイズ体験講座	1月17日	成人女性	13名	國井 仁美
高齢者セミナー	いきいき出前講座 我が家の防災	7月11日	高齢者	12名	水戸市防災・危機管理課職員
	移動学習	9月27日	高齢者	中止	茨城県庁・水戸市植物園外
	はじめてのスマホ講座	1月24日	高齢者	10名	NTTドコモ スマートフォン アドバイザー

○市民センター団体別利用状況

区分 月	市民センター		社教団体		市/県		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	7	40	3	61	4	44	53	541	67	686
5月	14	118	0	0	5	56	55	556	74	730
6月	17	126	3	29	10	92	62	587	92	834
7月	15	127	8	102	9	109	70	539	102	877
8月	8	67	0	0	7	89	67	415	82	571
9月	13	108	2	45	11	162	67	557	93	872
10月	15	124	2	28	18	392	69	686	104	1,230
11月	15	120	2	16	11	151	69	605	97	892
12月	16	143	2	30	7	73	61	587	86	833
1月	15	125	6	81	7	65	69	577	97	848
2月	19	165	4	34	13	310	66	551	102	1,060
3月	15	135	5	109	8	149	71	686	99	1,079
合計	169	1,398	37	535	110	1,692	779	6,887	1,095	10,512
前年度	160	1,268	22	305	135	3,239	609	5,117	926	9,929
比較	9	130	15	230	△25	△1,547	170	1,770	169	583

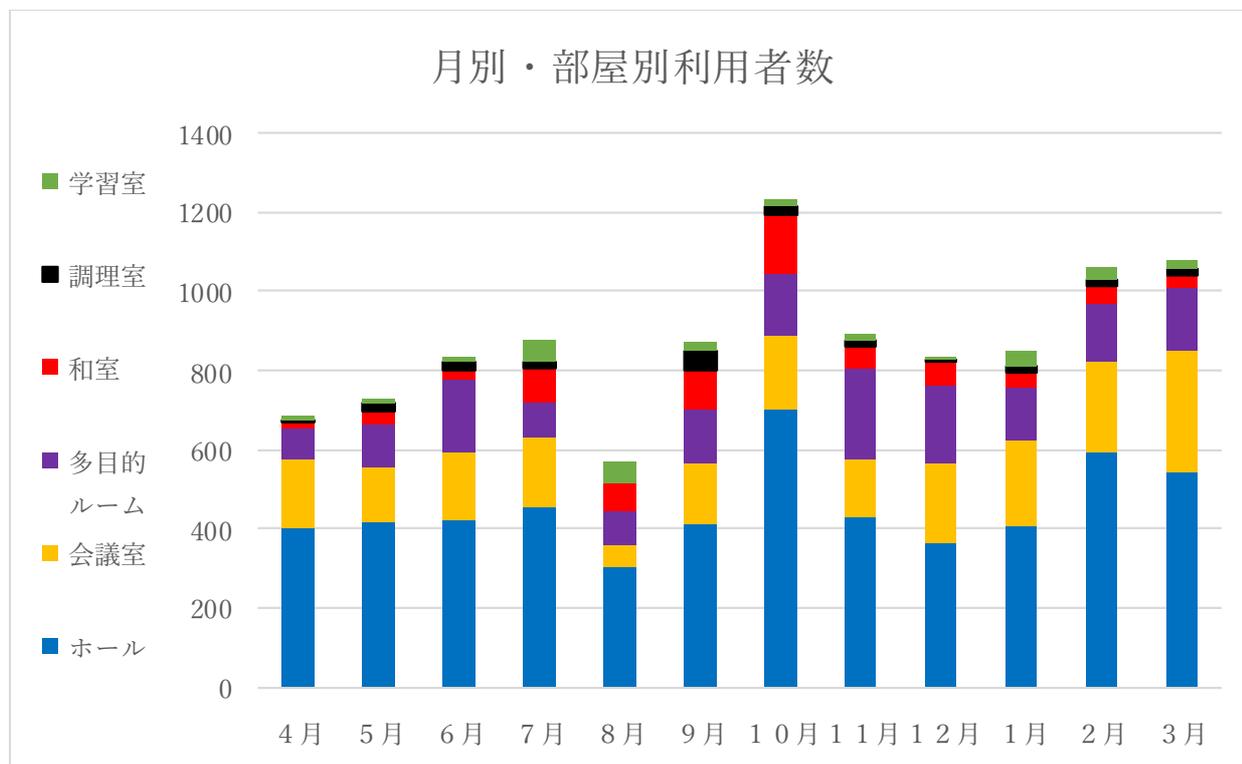
【団体区分】

- ・市民センター…定期講座，女性教養講座，家庭教育学級，運営審議会，その他主催講座 等
- ・社教団体 …子ども会，高齢者クラブ，PTA，スポーツ少年団，地区会 等
- ・市/県 …水戸市・茨城県関係部署，子育て広場，いきいき健康クラブ 等
- ・その他 …消防団，民生・児童委員，社会福祉協議会，保健推進員，サークル 等



○市民センター部屋別利用人数

区分 月	ホール		会議室		多目的 ルーム		和室		調理室		学習室		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	35	400	15	178	8	75	2	17	1	5	6	11	67	686
5月	38	421	12	132	10	112	4	32	2	19	8	14	74	730
6月	40	422	19	172	21	185	2	20	3	25	7	10	92	834
7月	45	458	16	175	12	85	7	88	2	18	20	53	102	877
8月	32	303	7	53	12	89	5	72	0	0	26	54	82	571
9月	37	413	16	154	15	137	8	95	3	52	14	21	93	872
10月	42	702	18	187	18	157	15	149	2	18	9	17	104	1,230
11月	39	431	16	148	21	226	6	55	2	17	13	15	97	892
12月	36	363	18	201	20	200	6	57	1	5	5	7	86	833
1月	34	410	19	213	14	132	5	39	2	17	23	37	97	848
2月	41	594	24	230	14	148	5	42	2	17	16	29	102	1,060
3月	38	546	24	302	15	158	5	35	2	17	15	21	99	1,079
合計	457	5,463	204	2,145	180	1,704	70	701	22	210	162	289	1,095	10,512
前年度	403	5,411	184	1,450	140	1,463	46	418	16	122	137	1,065	926	9,929
比較	54	52	20	695	40	241	24	283	6	88	25	△776	169	583



2 令和5年度運営方針及び重点目標について

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、**感染症対策と地域活動の再開を図りながら**、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や**近年の台風大型化への警戒等**を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、**NPO等(※1)**との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。**特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。**

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

※1 NPO法人：「営利を目的とせず社会貢献する団体」を指し、正式名称は「特定非営利活動法人」という。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等に合わせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド（※2）解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシー（※3）を身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

※2 情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差を指し、通常「情報格差」と訳される。

※3 情報通信技術の略語でコンピューターやインターネットの仕組み、モラルなどを適切に理解し、活用すること。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域・学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、家庭・地域・学校が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

3 令和5年度定期講座開設状況について

(ア) 教室 (初心者対象)

教室名	開催日		定員 (人)	募集 人数 (人)	受講 者数 (人)	年会費 (円)	講師名	開講日
大人の塗り絵	第1・3	月	20	20 [7]	7	10,000	岩渕 幸子	5/ 1
骨盤底筋 エクササイズ	第1・3	水	12	12 [12]	12	3,000 (全6回)	國井 仁美	5/17

(イ) クラブ (自主運営・初心者可)

クラブ名	開催日		定員 (人)	募集 人数 (人)	受講 者数 (人)	年会費 (円)	講師名	開講日
カラオケ	第1・3	月	12	5 [0]	7	15,000	上杉 京子	5/ 1
手編み	第1・3	火	10	5 [0]	5	—	講師なし	5/16
家庭料理	第3		12	2 [1]	9	10,000	三熊 理恵	5/16
英会話	第1・3	水	18	1 [1]	17	12,000	武田 智己	5/ 3
ウクレレ	第2・4		12	1 [1]	12	10,000	軍司 史代	5/10
詩 吟	第1・3	木	8	3 [1]	6	—	講師なし	5/18
お菓子づくり	第1	金	10	5 [3]	8	10,000	塚原 秩子	4/28
郷土民謡	第1・2		15	5 [0]	10	—	講師なし	5/12
絵てがみ	第1	土	17	3 [0]	15	5,000	鯨 和子	5/13

※令和5年度より和紙ちぎり絵は自主サークルへ移行

4 その他

水戸市市民センター条例（抜粋）

（設置）

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

（事業）

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

（市民センター運営審議会）

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

水戸市附属機関の設置及び運営に関する指針（抜粋）

第6 委員の選任の基準

- 1 部長は、附属機関の委員（以下「委員」という。）の選任については、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 委員数は、必要最小限にとどめるものとし、20人以内とすること。
 - (2) 委員の在任期間は、一の附属機関について3期以内又は6年以内のいずれか短い期間とすること。
 - (3) 他の委員の職を5以上兼ねる者は、委員に選任しないこと。
 - (4) 市職員は、委員に選任しないこと。
 - (5) 委員は、幅広い年齢層の中から選任するよう努めること。
 - (6) 附属機関の女性委員の登用については、水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）（平成27年3月25日決定）に基づき、その割合が平成31年度末までに35パーセントになるよう努めること。

- (7) 水戸市女性人材バンク要項（平成10年5月15日施行）の規定に基づく女性人材バンク，水戸市生涯学習推進基本計画（第4次）（平成28年3月23日決定）に基づくあなたも師・達人制度等の活用に努めること。
 - (8) 公募により委員を選任する場合は，水戸市附属機関委員の公募基準（平成11年10月7日決定）に基づき，行うこと。
- 2 前項に掲げる事項は，次の各号のいずれかに該当する場合には，適用しないことができる。
- (1) 法律及び法律に基づく命令の規定により，委員を選任しようとする場合
 - (2) 専門分野の学識経験者を委員とする場合など，他の者を選任することが困難な場合
 - (3) その他特別な事情があると認められる場合